

沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の2号を加える。

- (3) 土地の造成を伴う事業であって、その施行区域の面積が20ヘクタール以上のもの
(前2号に掲げるものを除く。)
- (4) 土地の造成を伴う事業のうち、その全部又は一部が特別配慮地域内において行われるものであって施行区域の面積が10ヘクタール以上のもの（前3号に掲げるものを除く。）

第4条第2項第1号中「第2条第2項第1号及び第2号」を「第2条第2項各号」に改める。

第29条第1項中「特別の事業」を「特別の事情」に改める。

第49条第2項の表第36条第1号の項中「、第2号、第3号及び第7号」を「から第3号まで」に改める。

第60条の見出しを「（適用除外）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第29条第1項及び第49条第2項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の沖縄県環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第2条第2項第3号及び第4号に掲げる事業（以下「新対象事業」という。）に係る事業者となるべき者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において新条例第3章から第5章までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

3 前項の規定により行われた手続は、新条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

4 この条例の施行により新対象事業に該当することとなる事業であって、次に掲げるも

の（施行日以後にその内容を変更せず、又は事業規模の縮小その他の規則で定める軽微な変更のみをして実施されるものに限る。）については、新条例第3章から第12章までの規定は、適用しない。

- (1) 施行日前に新条例第31条に規定する許認可等が与えられ、又は同条に規定する特定届出がなされた事業
- (2) 施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項第1号の補助金若しくは同項第2号の負担金の交付の決定がなされた事業又は県が交付する補助金若しくは負担金の交付の決定がなされた事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定による公告が行われた事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施行日から起算して6月を経過する日までに実施されるもの

5 前項各号に掲げる事業に該当する事業であって、施行日以後の内容の変更（環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。）により新対象事業に該当するものとして実施されるものについては、新条例第3章から第12章までの規定は、適用しない。

6 新条例第60条の規定は、施行日以後に新条例第24条の規定による公告又は新条例第27条第3項（新条例第29条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第29条第3項において読み替えて準用する新条例第27条第1項に規定する公告が行われる事業について適用し、その他の事業に係る環境影響評価その他の手続については、なお従前の例による。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するため、一定規模以上の土地の造成を伴う事業に条例の規定を適用するとともに、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染についても環境影響評価を行うこととする等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。